平成28年3月2日

相模原市長 加 山 俊 夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書公開(一部公開)決定処分に関する諮問について(答申)

平成27年8月20日付FNo.0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以 上

## 1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年6月8日付け津環第27-14号により相模原市長(以下「実施機関」という。)が行った一部公開決定(以下「本件処分」という。)については、妥当である。

# 2 異議申立ての経緯

- (1)平成27年5月25日、異議申立人は、相模原市情報公開条例(平成 12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。)第6条第1項の規 定に基づき、「相模原市緑区千木良字春日山 < 特定地番 > の土地(以下「本 件土地」という。)上に所在している残土中間置場に関する、相模原市長 が保有する、職員による報告文書など一切の文書」について、公文書の 公開請求を行った。
- (2)実施機関は、公開請求に係る公文書を「・平成20年6月5日開催 土砂不法投棄に関する打合せ会議(相模湖千木良:大垂水峠)資料一式 ・埋立て等行為確認箇所報告書」と特定し、このうち個人の住所及び氏名を、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる」ため条例第7条第1号に、また、法人等の商号及び代表者の氏名を、「公開することにより、信用上不利益を与える情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ため同条第2号アに該当するとの理由で非公開とし、平成27年6月8日付けで本件処分を行い、異議申立人に公文書公開(一部公開)決定通知書を送付した。
- (3) 平成27年8月4日付けで、異議申立人は、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行ったので、実施機関は、同年8月20日、 当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

## 3 異議申立人の異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人は、異議申立書、平成27年10月21日付け意見書及び平成28年1月8日の審査会での意見陳述において、おおむね次のように主張している。

本事案について法人名を公開することは住民の福祉と生活を守る上で必要であり、公開しない部分の概要の法人の商号部分の決定を取り消す、との決定を求める。

土砂搬入の目的を偽り、「レストラン建設計画」「保養施設建設計画」を名

目にして、行政機関を欺く行為は極めて悪質であり、現在でも本件土地には 上記建設物は設置されておらず、残土が不法に投棄されたままである。

本件土地所有者は、八王子市 < 特定地域 > において、残土埋立て事業をしようとしている施工会社の監査役である。

原処分は条例第7条第2号アを適用して、「土砂不法投棄に関する打ち合わせ会議」開催日時平成20年6月5日付け文書他の法人名の箇所を非開示としているが、この部分に記載された内容は、法人が国内法・条例等に基づき、経済活動を行っているのであるならば何ら非公開とする合理的な理由を見出すことはできない。であるから、これが開示することによって、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するとは言えない。

また、許可申請者の法人等の名称を公開することは、何ら法人等の信用上の不利益を与えるものでなく、公開することによって住民が安心して生活し、法人等の活動および行政の執行状況に注意を払い関心をもって暮らすために、資することになる。

市長は20年も前の話であり、法人等の違法性を確認できる資料がないと 主張するが、数々の証拠資料は残っており、調べようとする意志がないだけ である。

理由説明書にあるとおり、現在でも不法投棄の懸念があると述べている。 であるならば、なお一層住民の監視の下で、土壌汚染及び災害発生を未然に 防ぐ必要があるのではないか。

このような不法の事例について、法人名も公表せず、原状回復を求めないならば、法人等のやり得ということになり、次から次へと同じような事案を繰り返すことになりかねない。

現に八王子市 < 特定地域 > において同じ事案が生じようとしている。

市長は、理由説明書の中で、社会的評価の低下を招くおそれがあるとしているが、何が低下のおそれがあるのか、具体的に説明をしていない。おそれがあるとすれば、請求者が納得いく具体的な説明を請求者に行うべきである。

また、市長は法人等の社会的評価の低下を招くことをおそれているが、当該法人等は行政機関の指導に背いて、行政機関の休日である土曜日、日曜日に土砂を搬入した者で、極めて悪質であり、社会的評価を守るべき法人等ではない。

このような法人等は直ちに公表し、住民監視のもとにおき、違法な残土を 持ち込むことを防ぐことが、住民の福祉と安全にとって大切である。

よって、原処分のこの部分に係る決定は条例の趣旨を逸脱している理由から違法不当である。行政の調査権限を持つ、市長は速やかに事案のすべての調査を行い、違法な不開示の処分を撤回すべきである。

# 4 実施機関による異議申立てに係る処分を行った理由及び説明

実施機関の主張は、法人等の商号及び代表者の氏名に関しておおむね次のとおりである。

### (1)対象となっている公文書について

ア 公開請求に係る公文書として特定したものは、「平成20年6月5日 開催 土砂不法投棄に関する打合せ会議(相模湖千木良:大垂水峠) 資料一式」及び「埋立て等行為確認箇所報告書」(以下「本件対象文書」 という。)である。

「平成20年6月5日開催 土砂不法投棄に関する打合せ会議(相模湖千木良:大垂水峠)資料一式」については、平成20年6月5日に開催された件名「土砂不法投棄に関する打合せ会議(相模湖町千木良:大垂水峠)」の会議記録並びに当該記録に添付された資料である。また、「埋立て等行為確認箇所報告書」は、相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例(平成22年相模原市条例第38号)による許可事業地の進捗状況の確認並びに許可を受けていない土砂埋立て地等の早期発見による土壌汚染及び災害発生防止のために実施するパトロールの報告書であり、本件土地について、土砂が不法投棄されるとの懸念が現在もあるために実施した平成25年4月から平成27年4月までの分である。

### (2) 非公開とした部分

本件対象文書のうち、法人等の商号及び代表者の氏名を非公開とした。

## (3) 非公開とした理由

条例第3条において、「実施機関は、公文書の公開を請求する市民の権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、適用するものとする。この場合において、実施機関は、第三者の権利又は利益が不当に侵害されることのないように最大限の配慮をしなければならない。」とされている。対象となっている公文書には、作成してから20年程度経過している資料も含まれており、この資料のみでは、その当時の事実関係が正確に

業活動を行ったとの認定はできないものと考える。 また、この資料には第三者の信用上不利益を与える情報である、行政 指導に関するものも含まれている。

確認できないため、これに記載されている法人等が、違法又は不当な事

このため、法人等の商号を公にすることにより、社会的評価の低下を招くおそれがあり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益

を害するおそれがあるため条例第7条第2号アに該当し、非公開とした。

## 5 審査会の判断

### (1)本件対象文書について

本件対象文書は、本件土地について、土砂が不法投棄されており、今後さらに投棄されるおそれがあるために関係機関等において対応を検討した平成20年6月5日開催の打合せ会議の記録及び本件土地へのパトロール実施報告書である。

なお、当該記録には、本件土地の地図、写真及び過去に開催された会議の記録等が添付されている。

# (2)条例第7条第2号ア(法人等に関する情報)該当性について

# ア 条例第7条第2号アの趣旨及び解釈

条例第7条第2号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、」「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開とするものである。

これは、法人等は、社会の構成員として、雇用の場の確保、社会へのサービスの提供、社会費用の分担等を通じて、社会に貢献しており、 その適正な事業活動は社会の存続、発展のために保護されなければならないことから、本号本文では、正当な利益を害するおそれがある情報などについて、非公開情報としての要件を定めたものである。

ただし、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、例外的に公開しなければならないとするものである。

#### イ 当審査会の判断

本件対象文書及び実施機関の説明から、本件土地については、申請のあったレストラン建設計画(後に計画変更あり)に対し、平成3年、本件土地が県立自然公園内に位置していることから、土砂搬入を認めない等の対応がなされ、以後、神奈川県、相模湖町(当時)等関係機関及び申請者等との協議等が行われたこと、平成6年の土砂搬入に伴い神奈川県知事が同年12月及び平成7年3月に承認内容どおりの施行を指示するとともに、同年4月に申請者である本件土地の地権者に

対し、仮排水路の確保及び水路上の盛土の取り除き、水路の自費工事を施行するよう勧告したこと、平成9年1月に、水路が機能していないことにより危険な状態にあることなどから、関係機関及び地権者等との打合せが行われたこと、平成20年に新たな不法投棄の連絡を受け、今後さらに投棄されるおそれがあるため、対応について検討するための打合せ会議が開催されたこと、また、埋立て等行為確認箇所報告書の本件土地部分において、実施機関により平成26年3月に「土砂の完全撤去がされていたことを確認(時期不明)」され、平成27年2月に「現在変わりなし」であること、しかしながらこれらに関する記載内容からは各申請者等が誰のことなのか、また、記載されている記載内容からは各申請者等が誰のことなのか、また、記載されている法人等がどのように関わっているのか等が不明確であること、を確認した。

また、実施機関の説明によると、行政処分に至らない段階において は、その対象となった法人名等は公にしていないとのことである。

このため、本件土地に係る土砂不法投棄等に対する行政処分は行われていないことからすると、本件対象文書において、特定の法人等が行政処分に至らない段階である行政指導を受けたという事実の有無を公にすることにより、その内容にかかわらず違法行為等の不適切な行為があったと推測され、当該法人等の社会的評価を損なうなど、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。よって、条例第7条第2号アに該当する。

次に、同号ただし書きについては、上記のとおり行政処分が行われていないことから、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められず、該当しない。

なお、本件対象文書については、実施機関において、「作成してから 20年程度経過している資料も含まれており、この資料のみでは、その当時の事実関係が正確に確認できない」旨の説明があるとおり、確認できる事実が限定されたものとなっている。

このため、本件対象文書には、実施機関以外により作成されたものが含まれていたところであるが、今後、実施機関においては、市民への説明責任を十分に果たせるよう、文書作成等を適切に行うよう要望する。

# (3)結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った一部公開決定については、妥当であると判断する。

# 6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 8月20日	実施機関からの諮問
9月30日	実施機関からの理由説明書を受理
10月14日	審議 実施機関からの意見聴取
10月21日	異議申立人からの意見書を受理
12月 2日	審議 実施機関からの意見聴取
平成28年 1月 8日	異議申立人の意見陳述 審議

第 2 部会委員 髙佐 智美 岩﨑 忠 安永 佳代